

○桐生市地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付規程

令和6年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、桐生市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金事業のうち地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金事業により市内公共交通の運行を行う交通事業者等に対して、予算の範囲内において当該運行に要する経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、乗合バス事業者であって、協議会の議論を経て定めた地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、桐生市暴力団排除条例（平成24年桐生市条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等のいずれかに該当する者は、補助金の対象から除くものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号。以下「国要綱」という。）別表7の基準に適合する事業であって、同要綱第10条の規定を準用する第18条の規定により国土交通大臣の認定を受けた事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、国要綱別表8に基づき算出された額とする。

(補助対象期間)

第5条 この規程における補助対象事業の補助対象期間は、補助金を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、国要綱に基づき補助対象期間中に協議会に交付される地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）（以下「国庫補助金」という。）の額以内で予算の範囲内の額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）交付申請書（様式第1号）に次の書類を添え、協議会の会長（以下「会長」という。）が定める日までに会長に提出しなければならない。

(1)一般旅客(乗合)自動車運送事業事業報告書

(2)その他会長が必要と認める書類

2 会長は、特別の理由があると認めるときは、前項の申請書又は同項各号の書類に記載すべき事項の一部を省略することができる。

(交付決定及び額の確定)

第8条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があり、かつ当該申請に係る補助事業について関東運輸局長から国庫補助金の額の確定通知を受けたときは、その内容を審査後、交付の可否、金額、条件等を決定し、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）交付決定及び確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 申請者は、補助金を請求するときは、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）交付請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(補助事業の経理)

第10条 申請者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならぬ。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。

第 号
年 月 日

（宛先）

桐生市地域公共交通活性化協議会
会長

氏名又は名称
住 所
代表者 氏名

年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 交付申請書

年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運行系統数	補助金の額
	千円

第 号
年 月 日

様

桐生市地域公共交通活性化協議協議会
会長 印

年度 桐生市地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 交付決定及び確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった「 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 」については、次のとおり条件を付して交付することに決定しあわせてその額を確定したので通知します。

1 補助金の確定額は次のとおりとする。

運行系統数	補助金の確定額
	円

2 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の用途を明らかにしておくこと。
- (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

様式第3号(第9条関係)

年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 交付請求書

第 号

年 月 日

(宛先)

桐生市地域公共交通活性化協議会
会長

氏名又は名称
住 所
代表者 氏名

年 月 日 付け 第 号で交付決定通知のあった、
年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国
庫補助金)について請求いたします。

記

1 補助金請求額 円

2 振込先